吉野遮音システム
S12-P 目透かし仕様　について

令和 3 年 10 月 22 日
吉野石膏株式会社

１．当壁工法と耐火・遮音認定の関係

・添付する耐火構造および遮音構造の認定条件は、広い範囲で認めていただいております。
一方、S12-P 目透かし仕様は、これらの認定の一部を用いて商品化した工法となります。当壁工法の施工は、弊社が発行する最新の「標準施工指導書」を遵守願います。

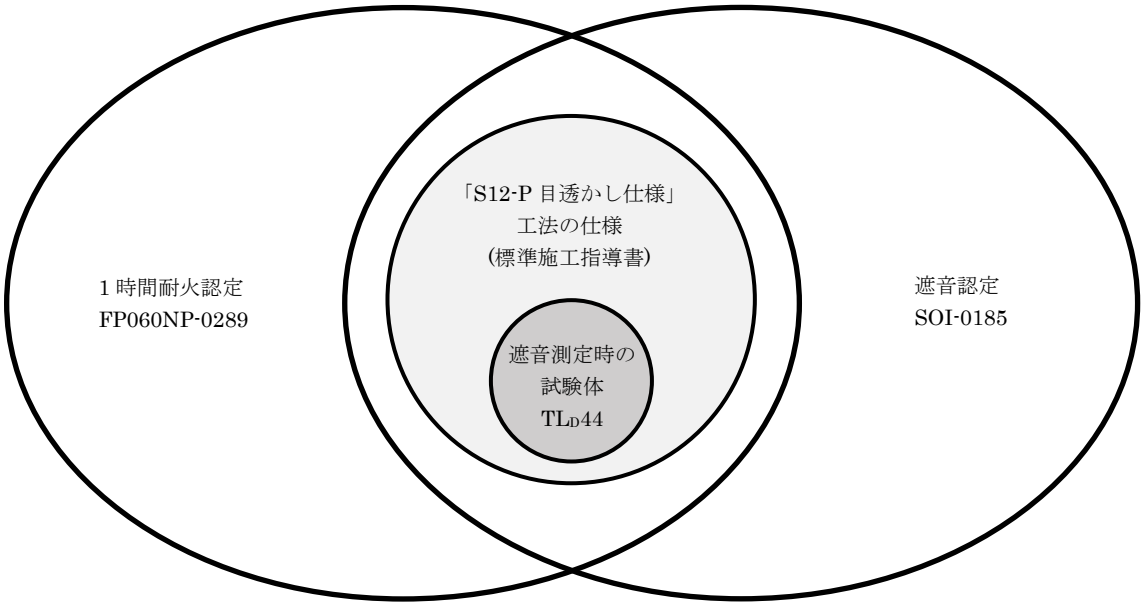

認定の範囲、工法仕様、遮音測定時の試験体との関係図

２．当壁工法の注意点

・当壁工法を共同住宅の住戸等の区画として用いる場合は、消防庁の定める施工管理体制に従う必要があります。

（施工管理体制とは、弊社の技術研修を修了した監督者が、弊社の「標準施工指導書」および現場毎に作成した「施工計画書」に沿って施工するよう監督指導すること、施工の結果を記録保存しておくこと。
乾式壁と躯体等の接合部は「タイガーロックフェルト」や「タイガーU タイト」などによる四周処理が必要となります。）

詳しくは弊社が発行する最新の「標準施工指導書」でご確認願います。

・「標準施工指導書」の内容で認定書に係る事項について疑義が生じた場合は、弊社と協議した上で認定条件の範囲に従って施工方法を検討してください。尚、「標準施工指導書」に明記されていない事項、認定書に記載のない事項・納まり等は必ず、設計・建築主事・所轄消防等にご確認願います。

以　上

認　定　書

国住指第 2693 号
平成 22 年 12 月 2 日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長　須藤永一郎　様

国土交通大臣　　馬淵　澄夫

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   FP060NP-0289

2. 認定をした構造方法等の名称
   両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添

1．構造名

両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁

2．寸法

壁高及び壁幅については、構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする。

3．材料構成等

項目		製品仕様
①被覆材	上張り材及び下張り材	強化せっこうボード 規格：不燃材料認定番号 NM-8615(GB-F(V))、JIS A 6901 形状：平板 表面の形状：平滑 端部の形状：スクエアー、テーパー、ベベル 厚さ(mm)：12.5･15･18･21･25±0.5 かさ比重：0.77(-0.02)以上 大きさ(mm)：606～1,210×1,820～4,500 (＊大きさは一般部における寸法を示す。) 上張り強化せっこうボードの目地部(一般部)における納まり 突付け張り又は目透かし張り(目透かし幅：3 mm～12.5 mm)
②下地材	上部及び下部ランナー(以下、上下ランナーという。)	材料名及び規格 ・溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ・電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) ・溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314) ・溶融亜鉛-5％アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ・溶融55％アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) 形状・寸法(mm) a.⊏-65(±0.5)～1,000×30(±1.0)～75、厚さ0.5以上 b.⊥-32(±0.5)～1,000×60(±1.0)～75、厚さ1.0以上 取付け方法：上記bのランナーを用いる場合は2本を併用する。
	間柱(スタッド)	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上下ランナーに同じ。 形状・寸法(mm) a.⊏-65(±0.5)～1,000×45(±1.0)～75×9(±1.0)～32、厚さ0.5以上 b.□-65(±0.5)～1,000×40(±1.0)～75、厚さ0.5以上 取付け間隔及び中空部の厚さ 共通間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：606以下 中空部の厚さ(mm)：65～1,050 千鳥間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：303以下 中空部の厚さ(mm)：67～1,050 並列間柱構造の場合 取付け間隔(mm)：606以下 中空部の厚さ(mm)：131～2,050
	振れ止め(必要に応じて取付ける。)	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上下ランナーに同じ。 形状・寸法(mm) ⊏-19(±1.5)～50×10(±1.5)～20、厚さ0.9以上

項目		製品仕様
③副構成材料	間柱(スタッド)用スペーサー	材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上下ランナーに同じ。 厚さ(mm)：0.7以上 取付け間隔(mm)：600以下(高さ方向)
	亜鉛めっき鋼板等(必要に応じて取付ける。)	種類、規格等 a.亜鉛めっき鋼板 材料名及び規格 材料名及び規格は前記の上下ランナーに同じ。 厚さ(mm)：0.11～2.3 大きさ(mm)：50～4,000×100～4,000 b.メタルラス 規格：JIS A 5505 質量(kg/m^2)：0.45～1.05 大きさ(mm)：50～4,000×100～4,000
	敷目板(必要に応じて取付ける。)	種類等 せっこう板、せっこうボード、強化せっこうボード、不燃積層せっこうボード、繊維強化セメント板、グラスウール(10 kg/m^{3}以上)、ロックウール(10 kg/m^{3}以上)、グラスファイバーフェルト(10 kg/m^{3}以上)、ロックウールフェルト(10 kg/m^{3}以上) 又はロックウール板(規格：不燃材料認定番号 NM-2615, 密度：200±20kg/m^{3}以上) 寸法(mm)：厚さ1～25、幅40以上
	ランナー用スペーサー(必要に応じて取付ける。)	種類等 せっこう板、せっこうボード、強化せっこうボード、不燃積層せっこうボード、繊維強化セメント板、グラスウール(10 kg/m^{3}以上)、ロックウール(10 kg/m^{3}以上)、グラスファイバーフェルト(10 kg/m^{3}以上)、ロックウールフェルト(10 kg/m^{3}以上)、ロックウール板(規格：不燃材料認定番号 NM-2615, 密度：200±20kg/m^{3}以上)又は亜鉛めっき等鋼板 寸法(mm) せっこう板、せっこうボード等 厚さ4～50、40以上×40以上 亜鉛めっき等鋼板 鋼板の厚さ0.4以上、⊏-4～50×40以上、幅40以上
	タッピンねじ、ステープル、接着剤等	下張り材取付け用 タッピンねじ 寸法(mm)：φ3.5以上×L22以上 留め付け間隔(mm)：200以下 上張り材取付け用 a.ステープル 寸法(mm)：幅4以上、長さ22以上 留め付け間隔(mm)：200以下 b.接着剤 種類 酢酸ビニル樹脂系、アクリル樹脂系、ウレタン樹脂系、エポキシ樹脂系、ポリアミド系、ポリサルファイド系、シリコーン系、合成ゴム系、せっこう系、炭酸カルシウム系 塗布量(g/m^2)：150～900 塗布間隔(mm)：200以下 c.タッピンねじ 寸法(mm)：φ3.5以上×L32以上 留め付け間隔(mm)：900以下 取付け方法 上記aとbで下張り材に取付け、必要に応じて、cを併用して、間柱(スタッド)に取付ける。

項　　目		製　品　仕　様
③副構成材料	タッピンねじ、ステープル、接着剤等	亜鉛めっき鋼板等取付け用 a. タッピンねじ 寸法(mm)：φ2.8 以上×L10 以上 b. リベット 寸法(mm)：φ2.8 以上 取付け方法：上記 a 又は b のいずれかで間柱(スタッド)に取付ける。 敷目板仮留め用 a. タッピンねじ 寸法(mm)：φ2.8 以上×L10 以上 b. 粘着テープ又は両面粘着テープ 粘着材の種類 アクリル樹脂系、ポリアミド系、天然ゴム系、合成ゴム系 寸法(mm)：厚さ 3 以下、幅 75 以下 c. 接着剤 種類：前記の上張り材取付け用接着剤に同じ。 塗布量(g/m^2)：300 以下 取付け方法：上記 a から c のいずれかで間柱(スタッド)に取付ける。
	下張り材目地部シーリング材(上張り材目透かし部)	種類 ポリウレタン系、アクリル系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、ポリイソブチレン系、シリコーン系、変成シリコーン系 1 箇所当たりの充てん量(g)：1.5 以上
	上張り材目透かし部断熱材	ロックウール板 規格：不燃材料認定番号 NM-2615 厚さ(mm)：4(-0.4)以上 幅(mm)：3～12.5 長さ(mm)：606 以上 (＊長さは一般部における寸法を示す。) 密度(kg/m^3)：200±20
	壁端部(柱・はり等との取り合い部)の仕様及びその処理材(充てん材)	下張り材又は上張り材のどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、それぞれの目透かし幅は 10 mm以下とする。下張り材の目透かし部には、次の a から d のいずれかを厚さ 12.5 mm以上充てんする。上張り材の目透かし部には、次の a から d のいずれかを厚さ 4 mm以上充てんする。 a. シーリング材 種類 ポリウレタン系、アクリル系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、ポリイソブチレン系、シリコーン系、変成シリコーン系 b. ロックウール、ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウールモルタル、グラスファイバーフェルト 密度(kg/m^3)：10 以上 c. せっこう系、炭酸カルシウム系無機質充てん材 d. ロックウール板 規格：前記の上張り材目透かし部断熱材に同じ。 密度(kg/m^3)：200±20

4．構造説明図

（単位：mm）

（1）透視図

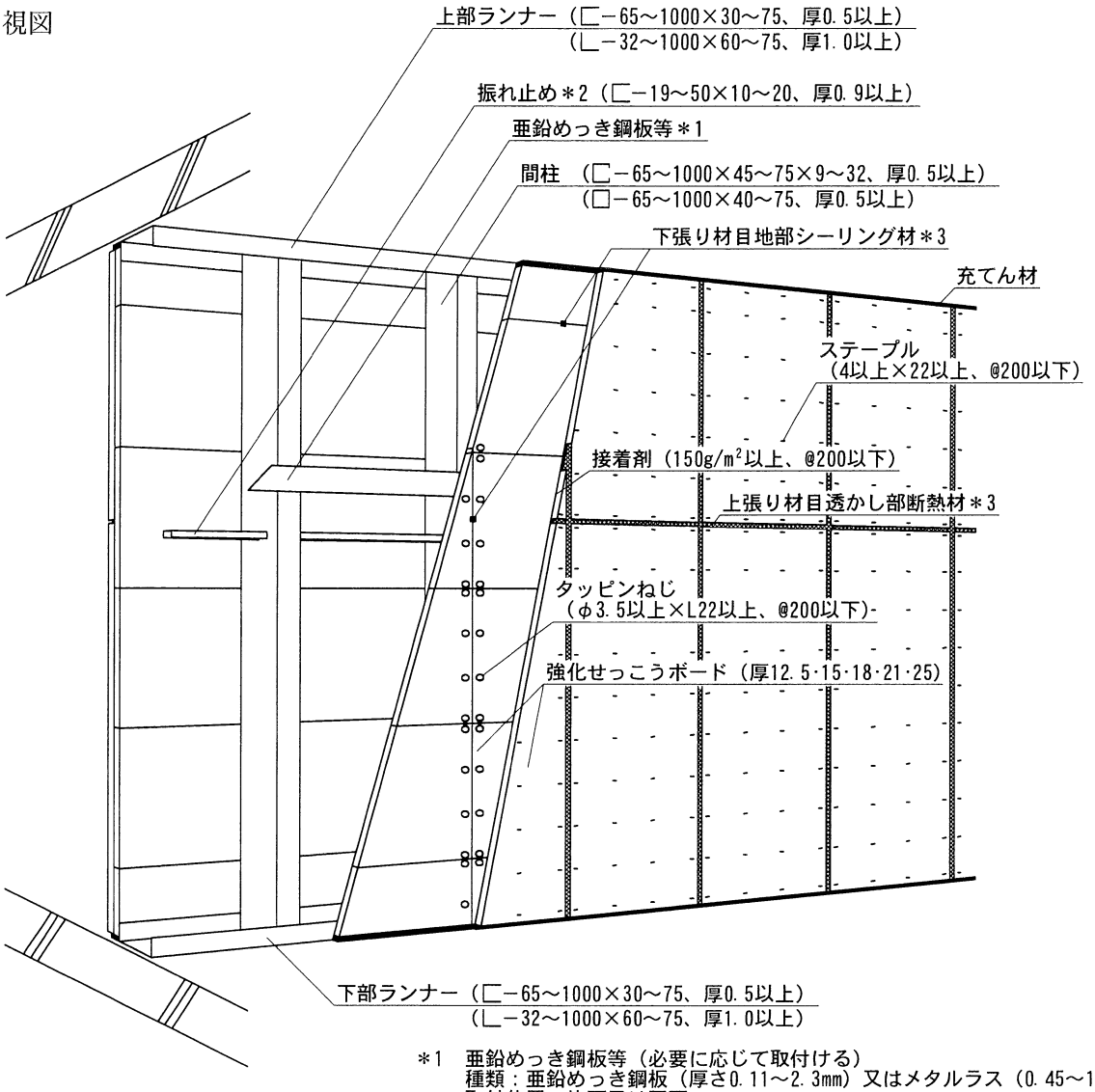

＊1　亜鉛めっき鋼板等（必要に応じて取付ける）
種類：亜鉛めっき鋼板（厚さ0.11～2.3mm）又はメタルラス（0.45～1.05kg/m²）
取付位置：片面又は両面
間柱と下張り材との間又は下張り材と上張り材との間

＊2　振れ止めは必要に応じて取付ける

＊3　目透かし張りとする場合に設ける

（2）水平断面図

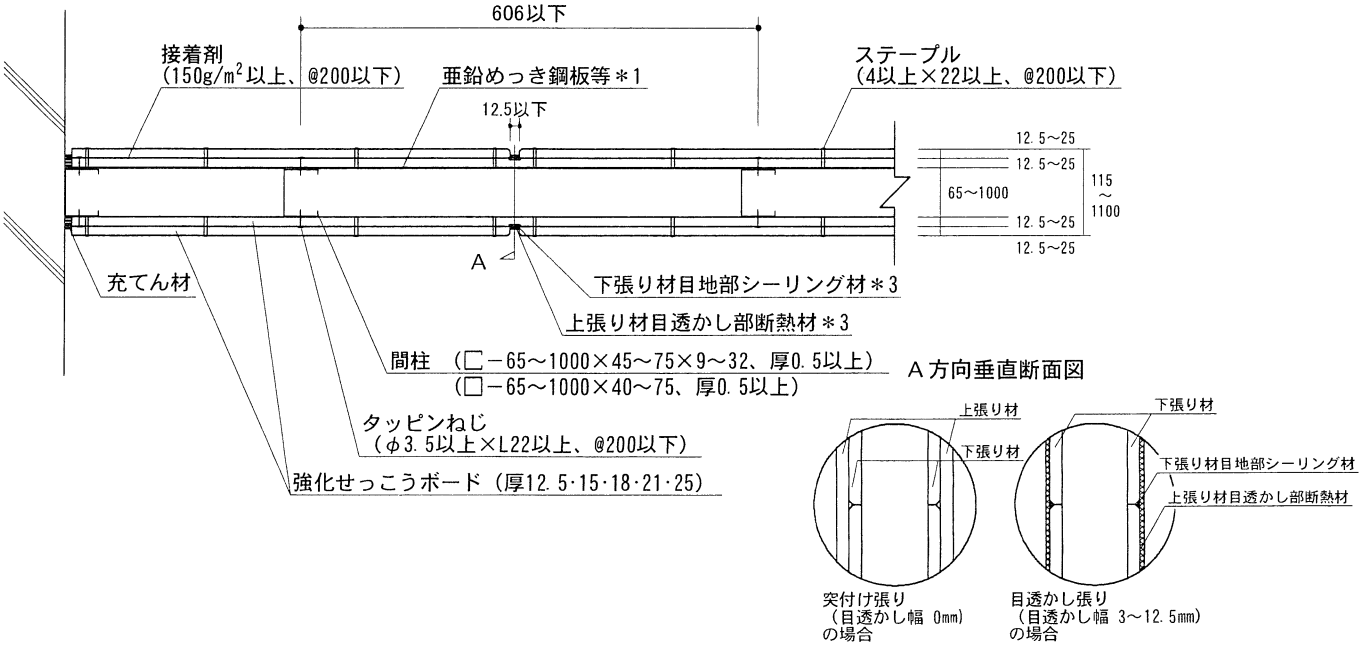

（３）断面詳細図

①共通間柱構造

（単位：mm）

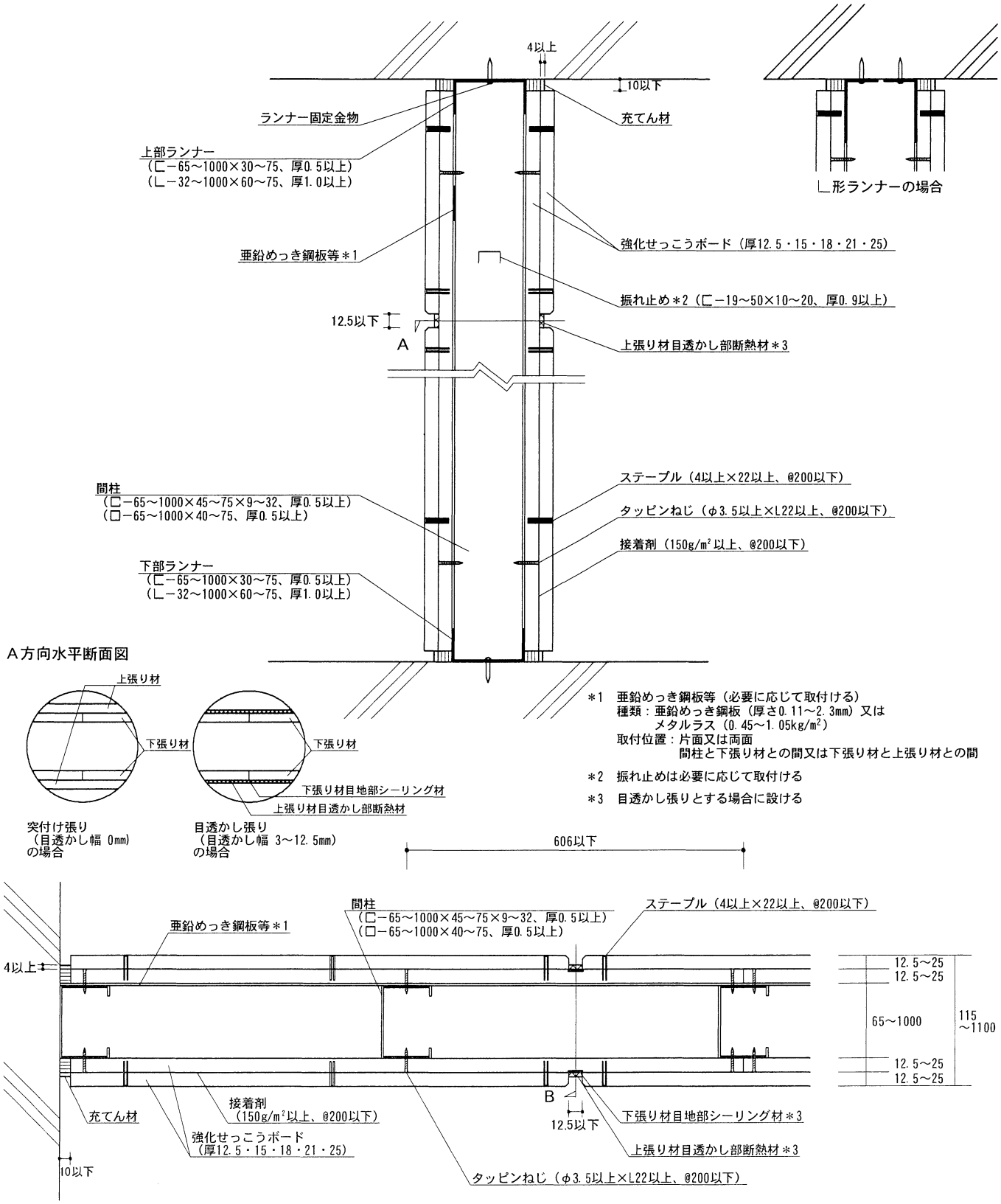

②共通間柱構造（敷目板仕様）

（単位：mm）

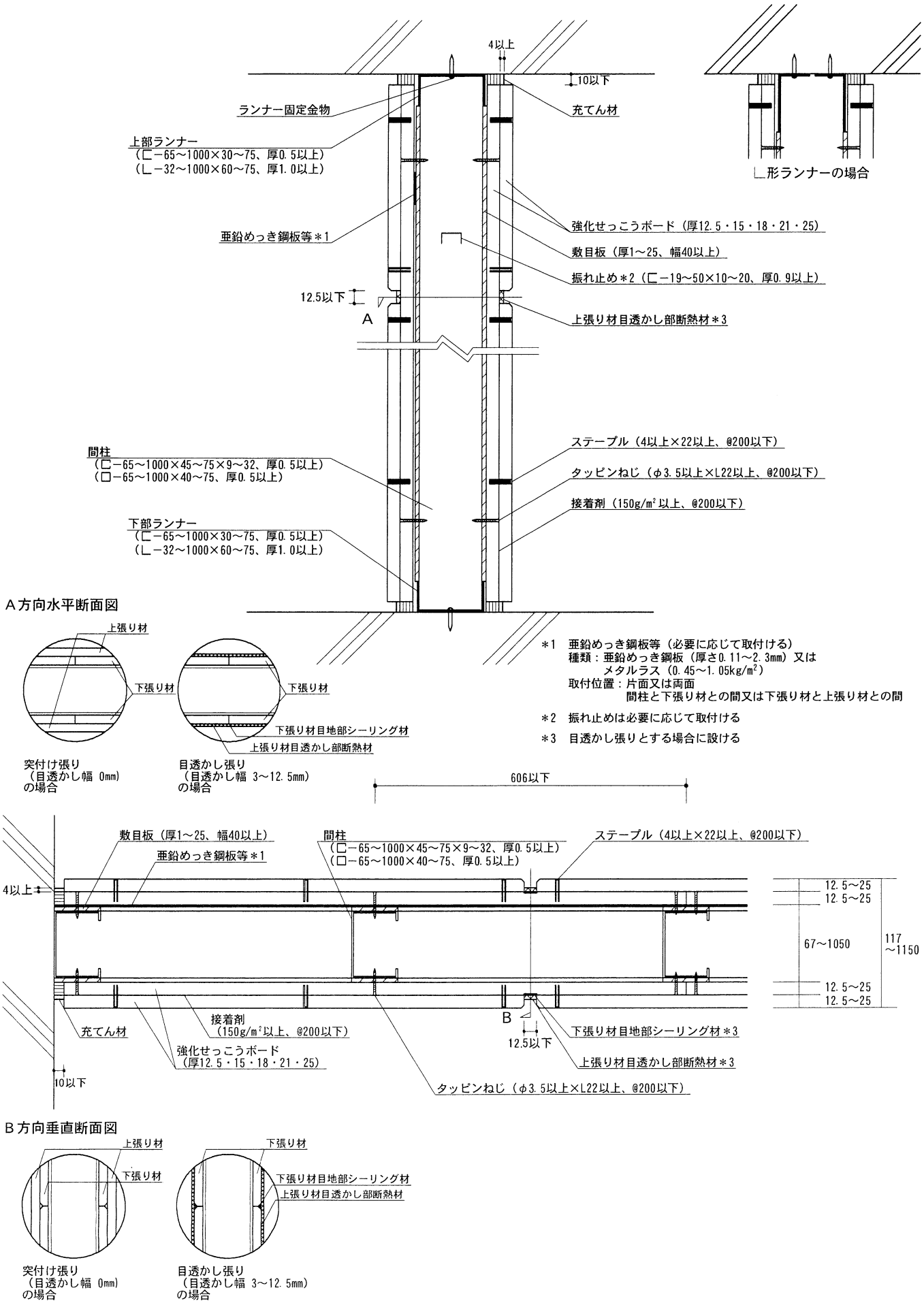

③千鳥間柱構造（敷目板仕様）

（単位：mm）

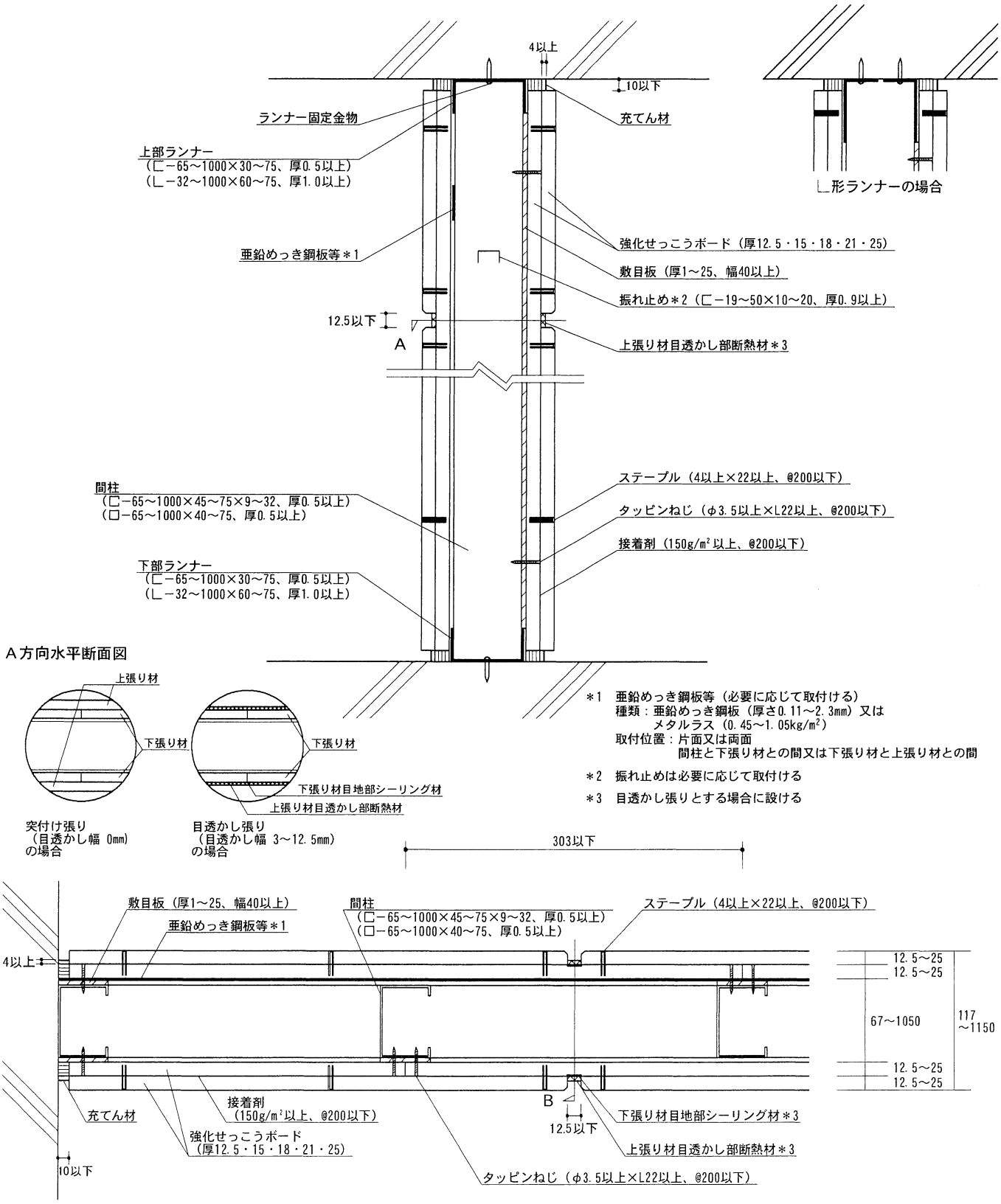

④千鳥間柱構造（スペーサー仕様）

（単位：mm）

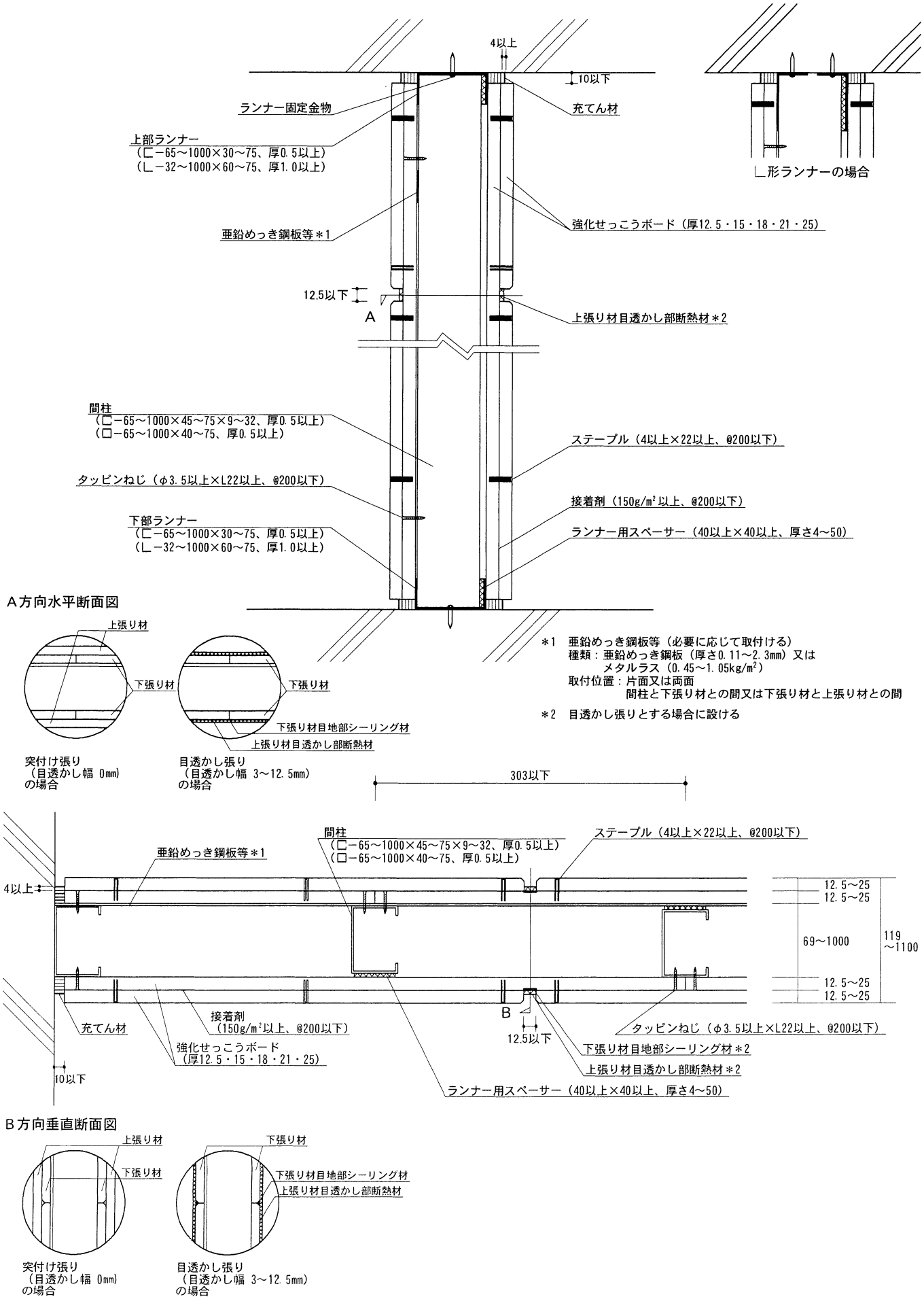

⑤千鳥間柱構造（敷目板仕様及びスペーサー仕様）

（単位：mm）

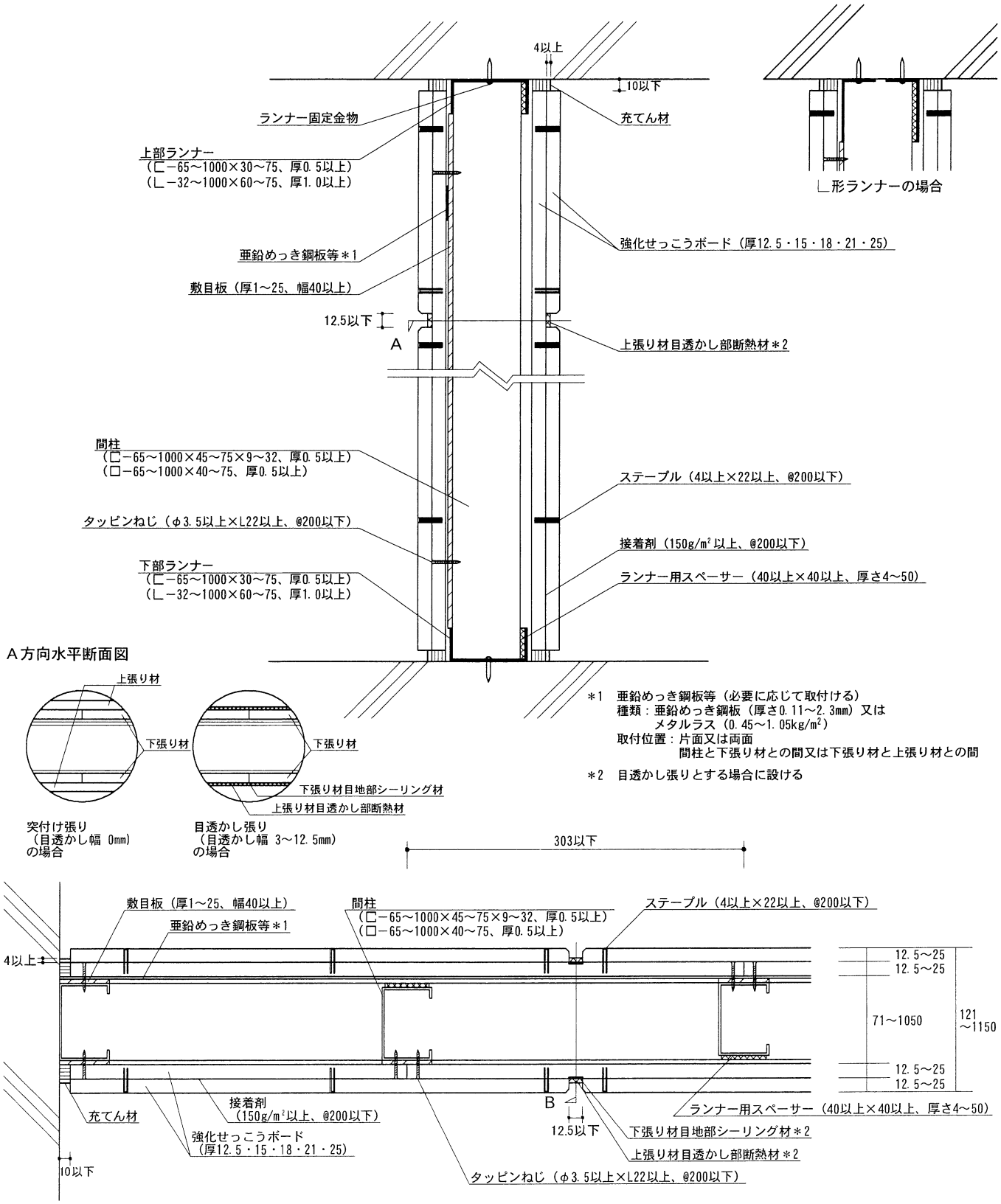

⑥並列間柱構造

（単位：mm）

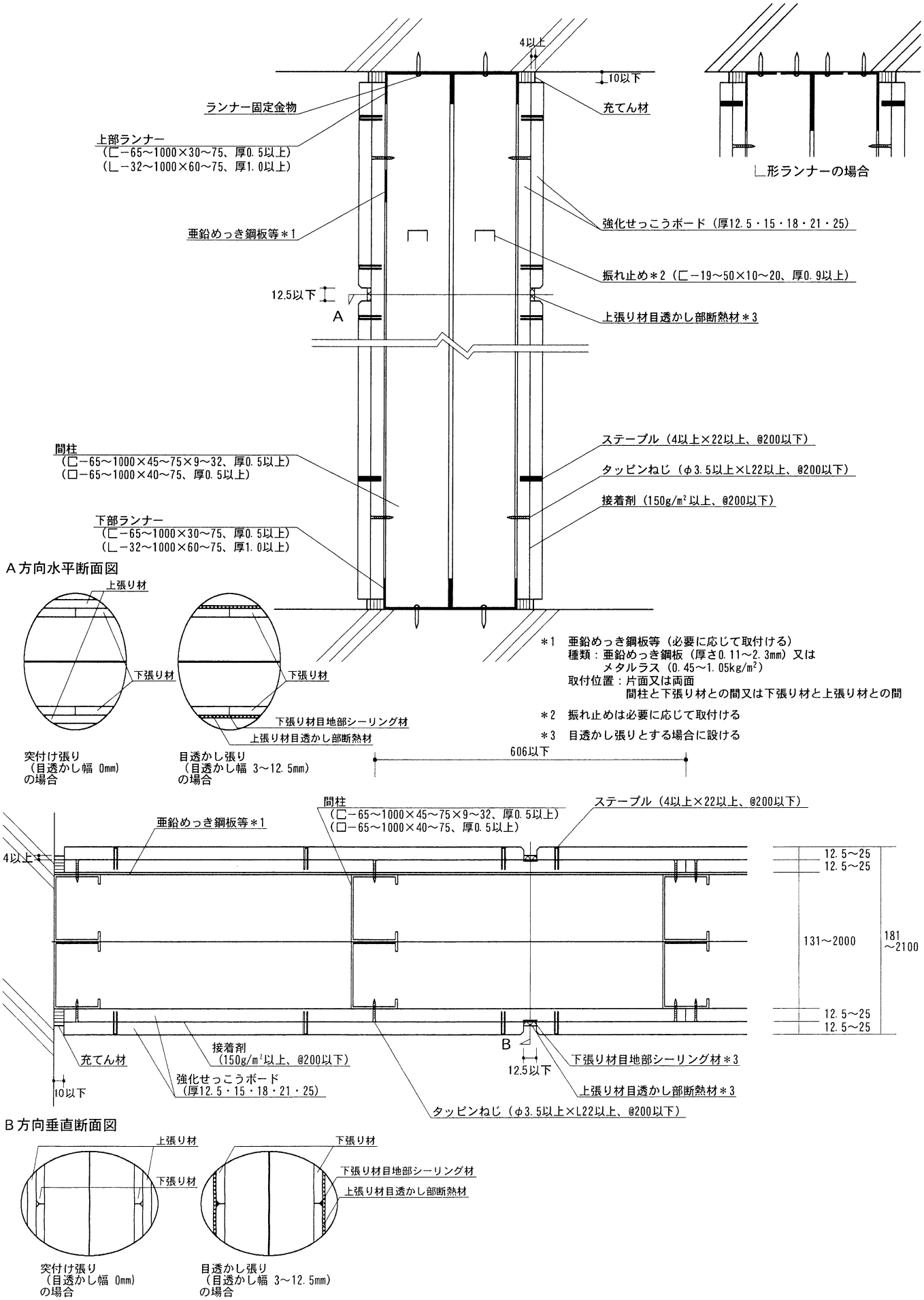

⑦並列間柱構造（敷目板仕様）

（単位：mm）

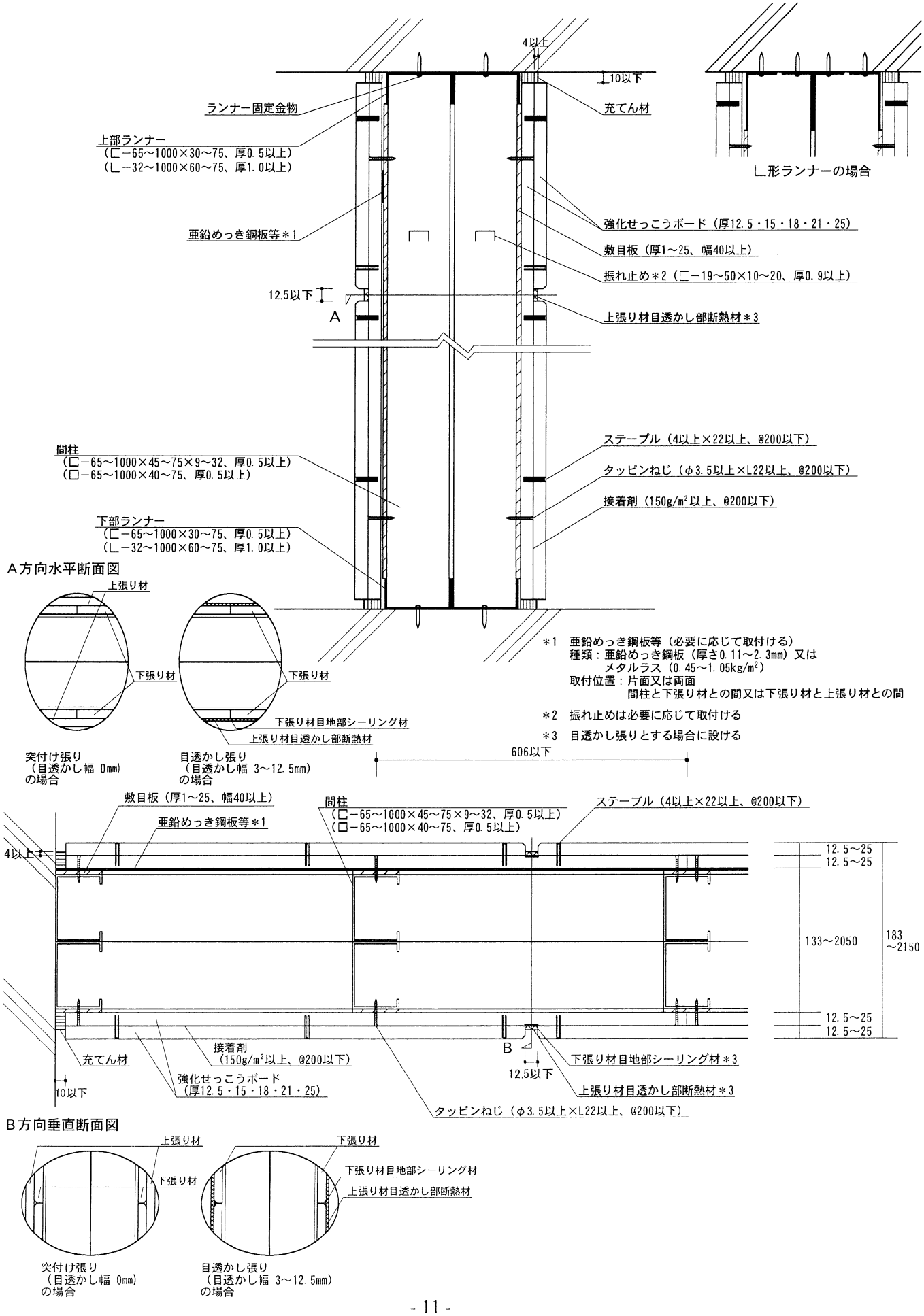

5．施工方法

(1) 上下ランナーの取付け

上下ランナーを取付ける位置に墨出しを行う。上下ランナーを取付ける躯体がコンクリートの場合は、ランナー固定金物にて、鋼製の場合には、直に又はランナー受けピースを介してタッピンねじ、溶接又はボルトにて、それぞれ 900 mm以下の間隔で上下ランナーを躯体に取付ける。L 形ランナーを用いる場合は、2 本を併用し、前記と同じ方法で躯体に取付ける。

(2) 間柱(スタッド)の取付け

間柱(スタッド)を予め現場の寸法に合わせて切断する。共通間柱構造及び並列間柱構造の場合は、間柱(スタッド)を 606 mm以下の間隔で、千鳥間柱構造の場合には、間柱(スタッド)を 303 mm以下の間隔で上下ランナーに差し込んで固定する。

C 形タイプの間柱(スタッド)を使用する場合は、そのフランジ相互に、間柱(スタッド)用スペーサーを 600 mm以下の間隔(高さ方向)で挿入する。

千鳥間柱構造の間柱(スタッド)は、必要に応じて、ランナー用スペーサーを上下ランナーと間柱(スタッド)との間の中空部に挿入して、上下ランナーに固定する。

(3) 振れ止めの取付け

必要に応じて、振れ止めを予め現場の寸法に合わせて切断し、間柱(スタッド)の側面の切欠き部に差し込んで固定する。

(4) 敷目板の取付け

必要に応じて、敷目板をタッピンねじ、粘着テープ、両面粘着テープ又は接着剤で間柱(スタッド)に仮留めする。

(5) 亜鉛めっき鋼板又はメタルラスの取り付け(間柱(スタッド)と下張り材との間に取付ける場合)

必要に応じて、亜鉛めっき鋼板又はメタルラス(以下、亜鉛めっき鋼板等という)を予め現場の寸法に合わせて切断し、間柱(スタッド)の片面又は両面にタッピンねじ又はリベットで取付ける。(必要に応じて下穴を開ける)

(6) 下張り材の取付け

下張り材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、下張り材同士の目地部は隙間なく互いに突付けて、φ3.5 mm以上×L22 mm以上のタッピンねじで 200 mm以下の間隔で間柱(スタッド)に留め付ける。

(7) 亜鉛めっき鋼板等の取り付け(下張り材と上張り材との間に取付ける場合)

必要に応じて、亜鉛めっき鋼板等を予め現場の寸法に合わせて切断し、下張り材の片面又は両面に配置し、タッピンねじ又はリベットで間柱(スタッド)に取付ける。(必要に応じて下穴を開ける)

(8) 上張り材の取付け

上張り材は、突付け張り又は目透かし張りとする。

上張り材は、予め現場の寸法に合わせて切断する。接着剤を上張り材の裏面に塗布する。この時、接着剤の塗布間隔は 200 mm以下とし、接着剤の塗布量は 150～900g/m^2 とする。

上張り材は、その目地が下張り材の目地と重ならないよう、また、目地部を突付け張りとする場合は上張り材同士を隙間なく互いに突付け、目透かし張りとする場合は目透かし幅を 3 mm～12.5 mmとなるよう配置する。上張り材は、幅 4 mm以上、長さ 22 mm以上のステープルで 200 mm以下の間隔で下張り材に取付ける。

目地部を目透かし張りとした際には、当該目透かし目地の直下に位置する下張り材の目地部にシーリング材(1 箇所当たり 1.5g 以上)を塗布する。その後、目透かし部に、ロックウール板(幅 3 mm～12.5 mm)を隙間なく挿入する。

必要に応じて、上張り材は、タッピンねじで 900 mm以下の間隔で間柱(スタッド)に留め付ける。

(9) 壁端部の処理

下張り材又は上張り材のどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、目透かし幅を 10 mm以下とする。目透かしを設けた場合の下張り材の目透かし部においては、処理材(充てん材)を厚さ 12.5 mm以上充てんし、上張り材の目透かし部には、処理材(充てん材)を厚さ 4 mm以上充てんする。

認　定　書

国住指第　1304　号
平成 27 年 8 月 19 日

吉野石膏株式会社
代表取締役　須藤　永作 様

国土交通大臣　　太田　昭宏

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 30 条及び同法施行令第 22 条の 3（界壁の遮音構造）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   SOI-0185

2. 認定をした構造方法等の名称
   両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地(千鳥)間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別　添

1．構造名

両面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地(千鳥)間仕切壁

2．寸法と面密度

表1に仕様の寸法と面密度を示す。

表1　仕様の寸法と面密度　(単位：mm)

項　　目	仕　様
壁　　厚	123以上(中空部　73～110)
面密度(一般断面)	36.0kg/m^{2}以上

3．主構成材料

表2に仕様の主構成材料を示す。

表2　仕様の主構成材料　(単位：mm)

項　　目	仕　様
上張り用面材及び下張り用面材	強化せっこうボード (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8615) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5), 15(±0.5), 18(±0.5), 21(±0.5), 25(±0.5) 面密度：9.0kg/m^{2}以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ せっこうボード (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8612) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5), 15(±0.5) 面密度：9.6kg/m^{2}以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ 両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9645) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5), 15(±0.5) 面密度：16.25(−1.62)kg/m^{2}以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ

つづく

つづき

上張り用面材及び下張り用面材	両面ボード用原紙張/繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9364) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：910(+3,　0) ～ 4000(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5) 面密度：15.68(±1.56)kg/m² 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ ガラス繊維不織布入せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9354) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5)，15(±0.5)，20(±0.5)，25(±0.5) 面密度：13.75(−1.37)kg/m²以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ 両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9692) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5)，15(±0.5) 面密度：13.38(−1.34)kg/m²以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ 両面ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-1908) 幅　：455(　0, −3) ～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5)，15(±0.5) 面密度：12.5(−1.25)kg/m²以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ 両面ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-3722) 幅　：455(　0, −3)～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±1.25) 面密度：11.0(±1.1)kg/m² 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ 両面ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9363) 幅　：455(　0, −3)～ 1210(　0, −3) 長さ：910(+3,　0) ～ 4000(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5)，15(±0.5)，18(±0.5)，21(±0.5)，25(±0.5) 面密度：9.375kg/m²以上 端部の形状：スクエア，ベベル，テーパ

つづく

つづき

上張り用面材及び下張り用面材	両面薬剤処理ボード用原紙張/せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-1498) 幅　：455(　0, −3)～ 1210(　0, −3) 長さ：455(+3,　0) ～ 4500(+3,　0) 厚さ：12.5(±0.5), 15(±0.5), 16(±0.5), 18(±0.5), 21(±0.5) 面密度：9.375kg/m²以上 端部の形状：スクエア, ベベル, テーパ
上部、下部ランナー	⊏−20～110×20～75×0.4～0.8 ⊏−20～110×20～75×20～75×0.4～0.8 L−20～110×30～75×0.4～0.8 防錆処理を施したもの。
縦ランナー	⊏−20～110×32～75×0.4～0.8 □−20～110×20～180×0.4～0.8 防錆処理を施したもの。
間柱	⊏−40～109×35～75×0.4～1.6 □−20～109×20～180×0.4～1.6 防錆処理を施したもの。
中空部充てん材	なし又は下記のいずれかとする。 グラスウール 面密度：0.08kg/m²以上 ロックウール 面密度：0.08kg/m²以上

4．副構成材料

表3に仕様の副構成材料を示す。

表3　仕様の副構成材料　(単位：mm)

項　目	仕　様
ランナー固定金物	打込みピン　φ1.0以上×10以上 バッファーピン　φ1.0以上×10以上 くぎ　φ1.0以上×10以上 ねじ　φ1.0以上×10以上 ボルト　φ1.0以上×10以上
タッピンねじ	上張り用面材取付け用(間柱又は縦ランナーに取付ける場合) φ3.5以上×32以上 上張り用面材取付け用(補強材に取付ける場合) φ3.0以上×20以上 下張り用面材取付け用　φ3.0以上×22以上 補強材仮留め用　φ2.0以上×10以上 敷目板仮留め用　φ2.0以上×10以上
リベット	補強材仮留め用　φ2.4以上
ステープル	上張り用面材取付け用　幅4以上×長さ22以上 補強材仮留め用　幅4以上×長さ10以上
振れ止め	匚－15～80×5～30×0.4～1.6 匚－15～80×5～30×0.4～1.6 防錆処理を施したもの。
ランナー用スペーサー	せっこうボード、強化せっこうボード、せっこう板、不燃積層せっこうボード、繊維強化セメント板、グラスウール、ロックウール、グラスファイバーフェルト、ロックウールフェルト又は鋼製等 10以上×30以上
接着剤	酢酸ビニル樹脂系、合成ゴム系、アクリル樹脂系、ポリサルファイド系、シリコーン系、ウレタン樹脂系、ポリアミド樹脂系、エポキシ樹脂系、せっこう系又は炭酸カルシウム系
敷目板	せっこうボード (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8612)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8619)、 (国土交通大臣認定準不燃材料 QM-9826)、 (国土交通大臣認定準不燃材料 QM-9828)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-0441)、 (JIS A 6901:2009)又は(JIS A 6901:2014) 不燃積層せっこうボード (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8613)、 (JIS A 6901:2009)又は(JIS A 6901:2014) 強化せっこうボード (国土交通大臣認定不燃材料 NM-8615)、 (JIS A 6901:2009)又は(JIS A 6901:2014) せっこう板 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-1498)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9354)、

つづく

つづき

敷目板	(国土交通大臣認定不燃材料 NM-9363)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9364)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9639)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9645)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-9692)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-1908)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-2286)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-1864)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-3722)、 (JIS A 6901:2009)又は(JIS A 6901:2014) 繊維強化セメント板 グラスウール　密度：10kg/m^{3}以上 ロックウール　密度：10kg/m^{3}以上 グラスファイバーフェルト　密度：10kg/m^{3}以上 ロックウールフェルト　密度：10kg/m^{3}以上 幅：40以上 厚さ：1以上
補強材	鋼板　厚さ：0.11～2.3
間柱用スペーサー	鋼製等
四周用充てん材	無機質充てん材：　せっこう系又は炭酸カルシウム系 ロックウールモルタル：　(国土交通大臣認定不燃材料 NM-8601) ロックウール：　(国土交通大臣認定不燃材料 NM-8600)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-2615)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-2780)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-3009)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-3849)、 (国土交通大臣認定不燃材料 NM-3850)、 (JIS A 6301:2007)、(JIS A 6301:2015)、 (JIS A 9504:2011)、(JIS A 9521:2011) 又は(JIS A 9521:2014) シーリング材：　アクリル樹脂系、ウレタン樹脂系、 ポリサルファイド系、シリコン系、 酢酸ビニル樹脂系、アクリルウレタン系、 シリコーン系、ポリイソブチレン系 又は変成シリコーン系 ロックウールフェルト グラスファイバーフェルト 但し、ロックウール、ロックウールフェルト又はグラスファイバーフェルトについては、無機質充てん材、ロックウールモルタル又はシーリング材と併用すること。
緩衝材	グラスウール、ロックウール、グラスファイバーフェルト又はロックウールフェルト 幅：5以上 厚さ：1以上

５．仕様の説明図

構造説明図を図１に、水平断面図を図２～図６に、垂直断面図を図７～図１１に、水平端部詳細図を図１２～図１８に、上下端部詳細図を図１９～図２３にそれぞれ示す。

(単位：mm)

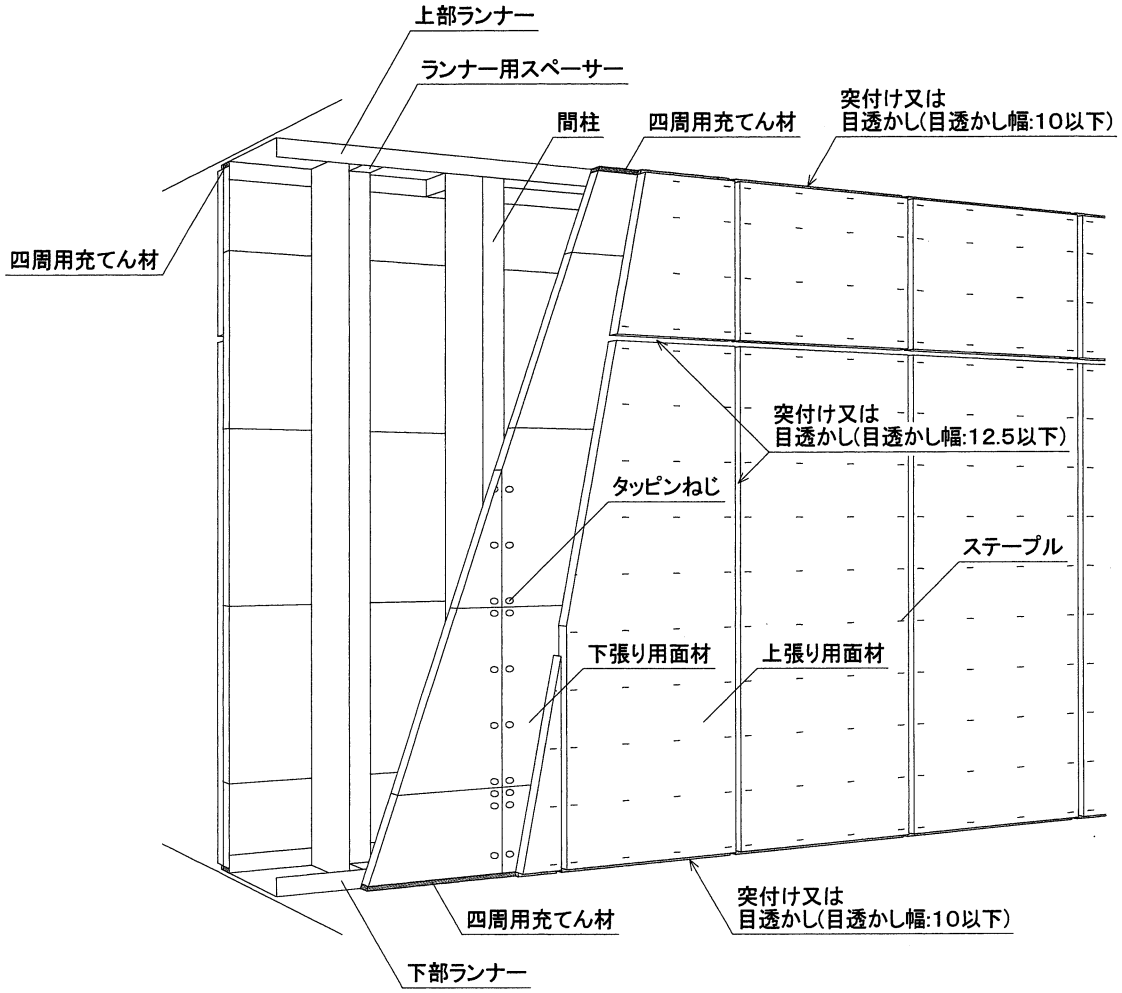

・中空部充てん材が挿入される場合もある。
・下張り用面材は敷目板を介して間柱に取付けられる場合もある。

図１　構造説明図

(単位：mm)

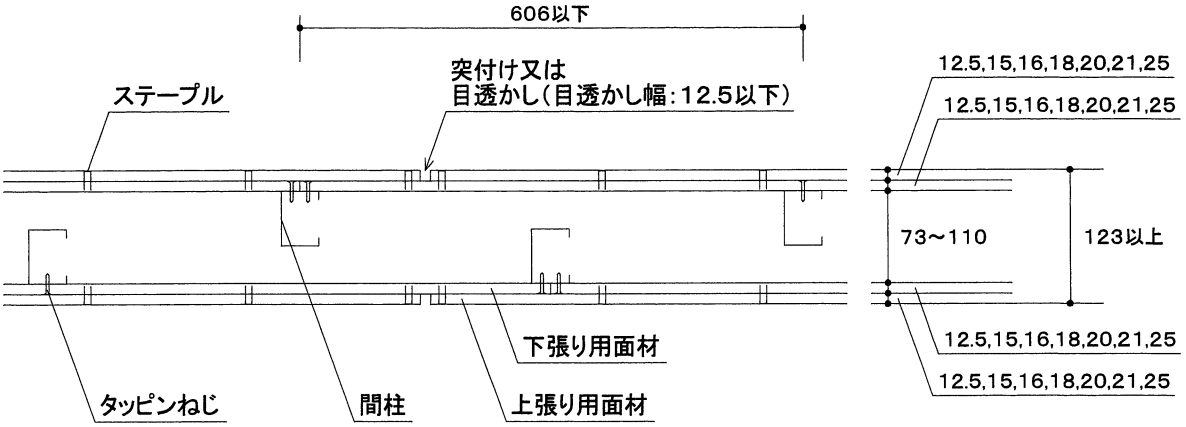

図２　水平断面図(間柱を千鳥配置とする場合)

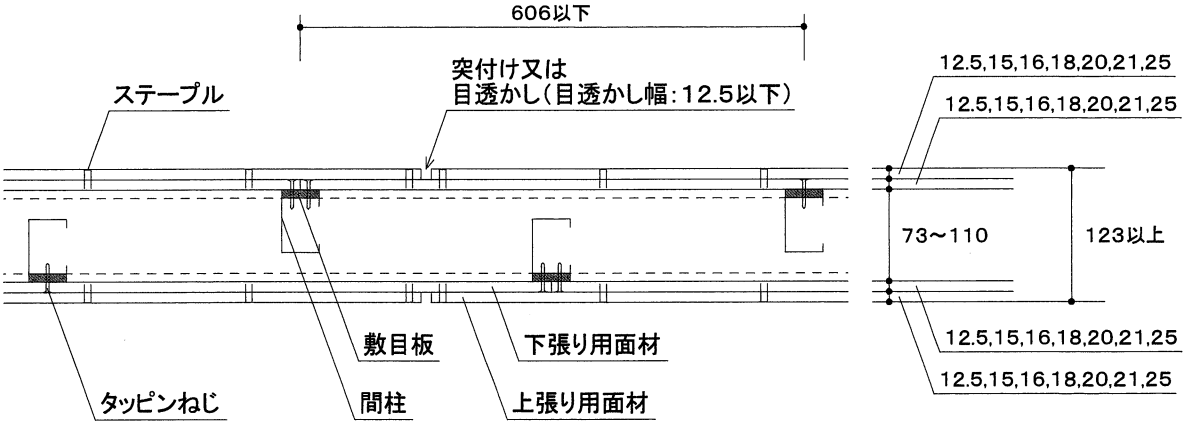

図３　水平断面図(間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用する場合)

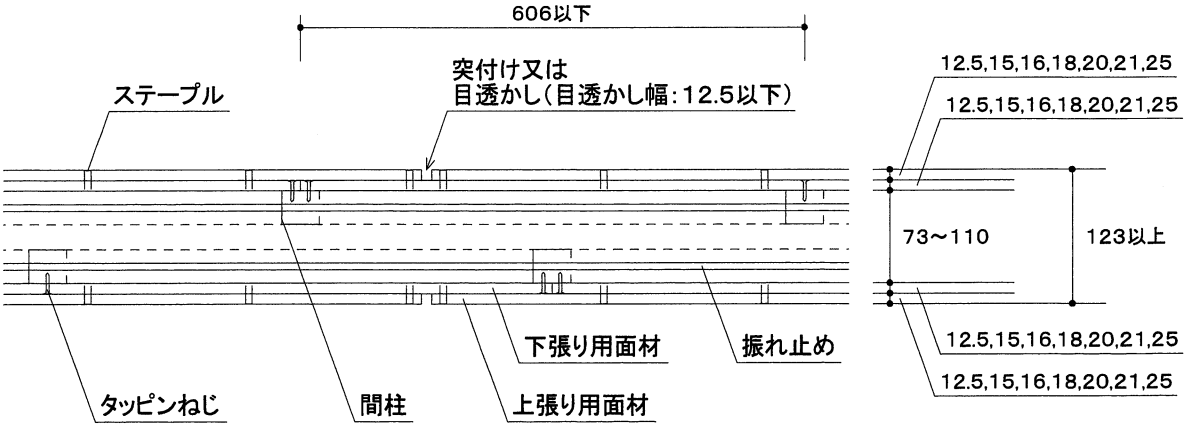

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図４　水平断面図(間柱を独立配置とする場合)

(単位：mm)

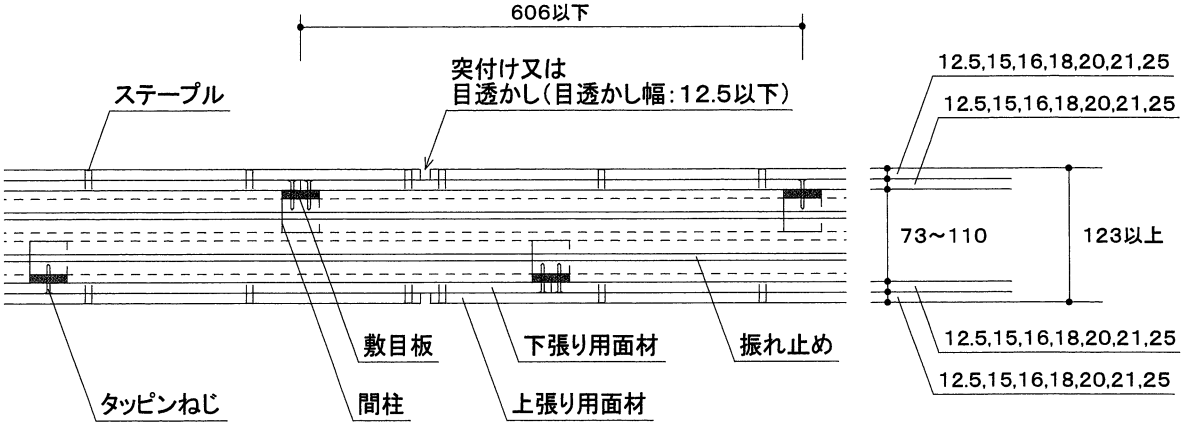

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図５　水平断面図(間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合)

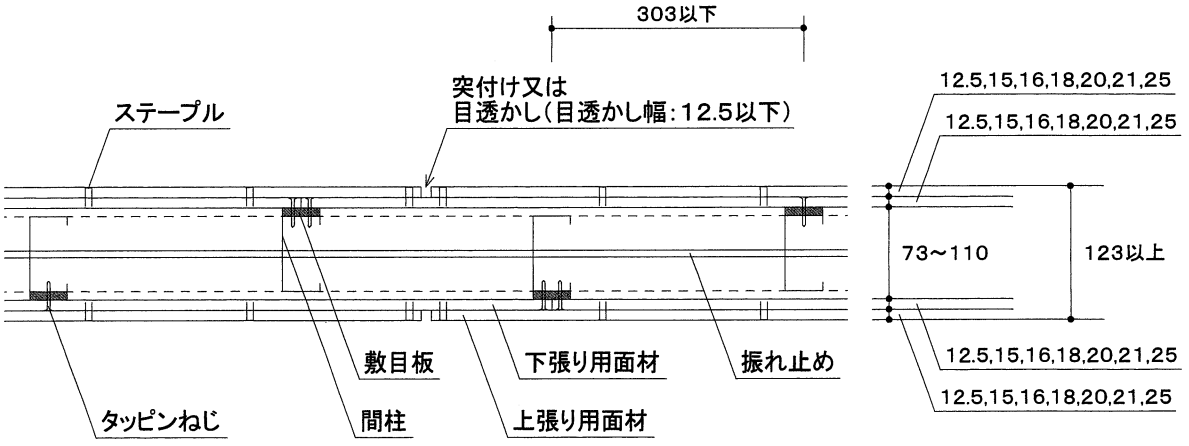

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図６　水平断面図(間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合)

(単位：mm)

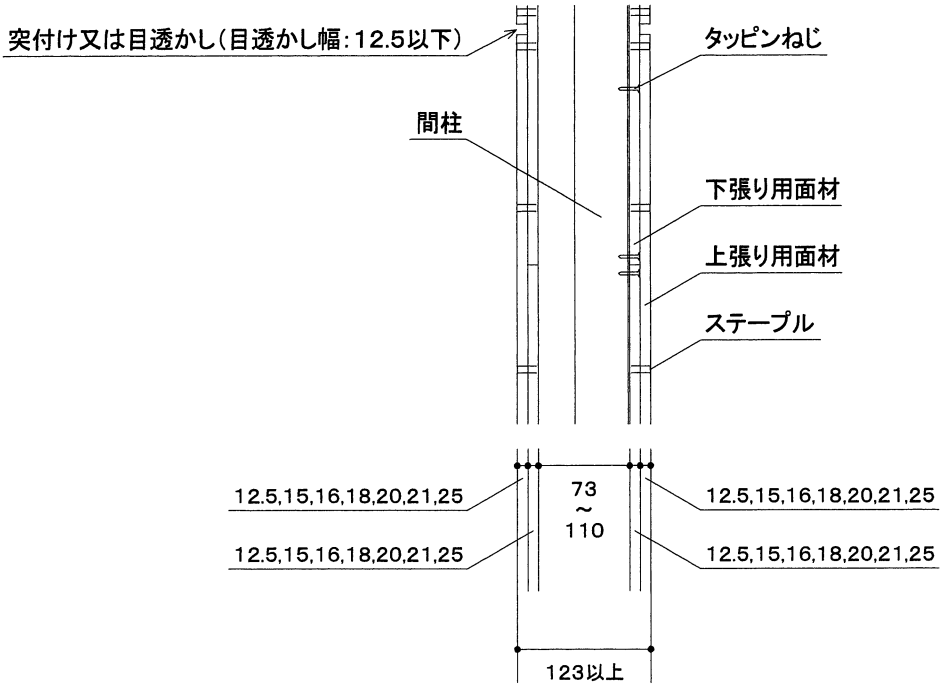

図７　垂直断面図(間柱を千鳥配置とする場合)

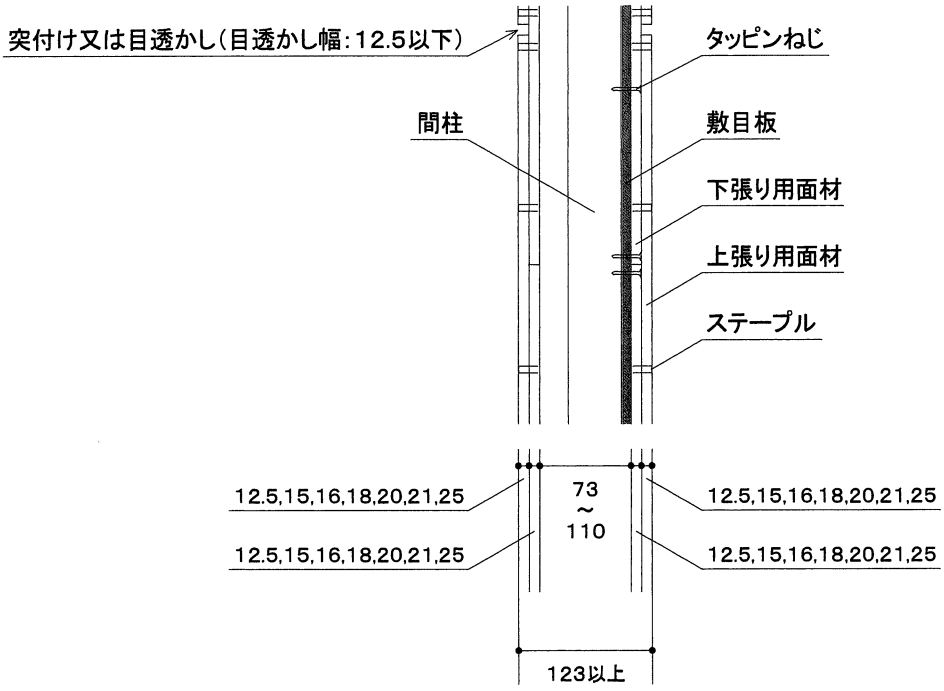

図８　垂直断面図(間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用する場合)

(単位：mm)

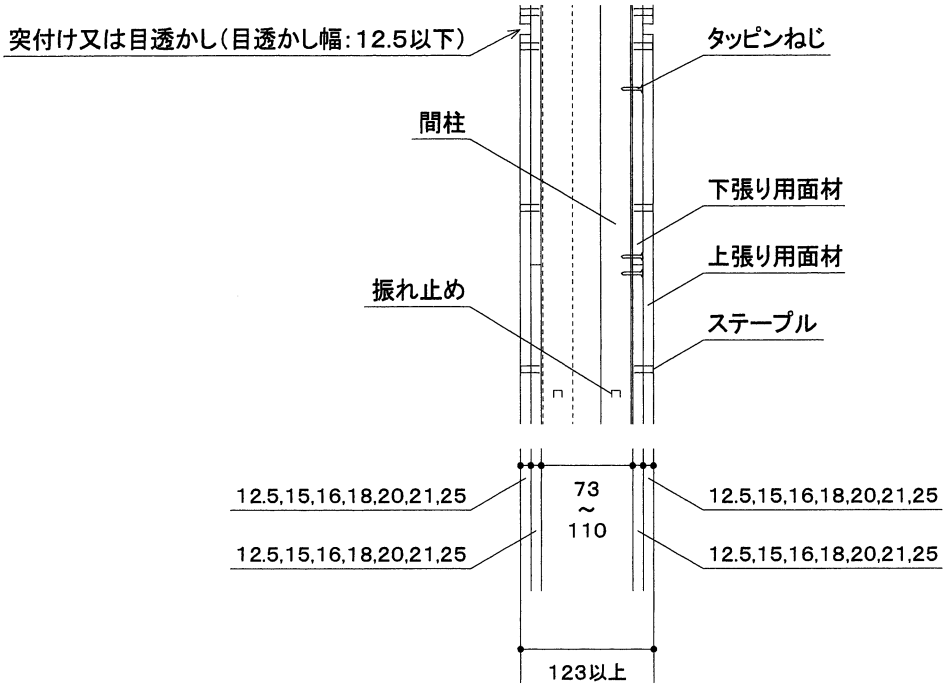

但し、振れ止めの向きは、下向き以外の場合もある。
但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図９　垂直断面図(間柱を独立配置とする場合)

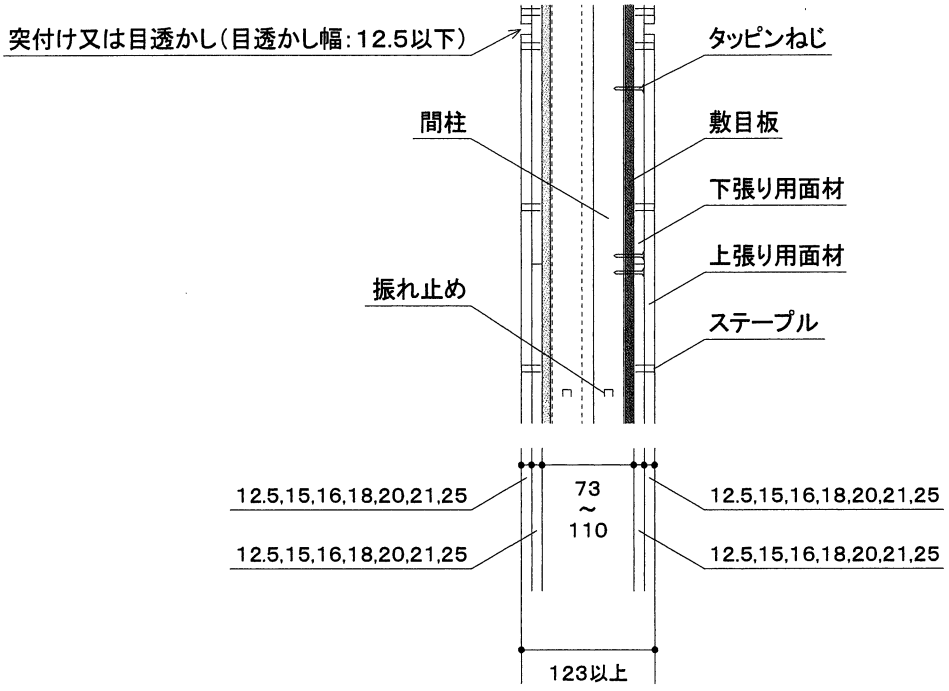

但し、振れ止めの向きは、下向き以外の場合もある。
但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１０　垂直断面図(間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合)

(単位：mm)

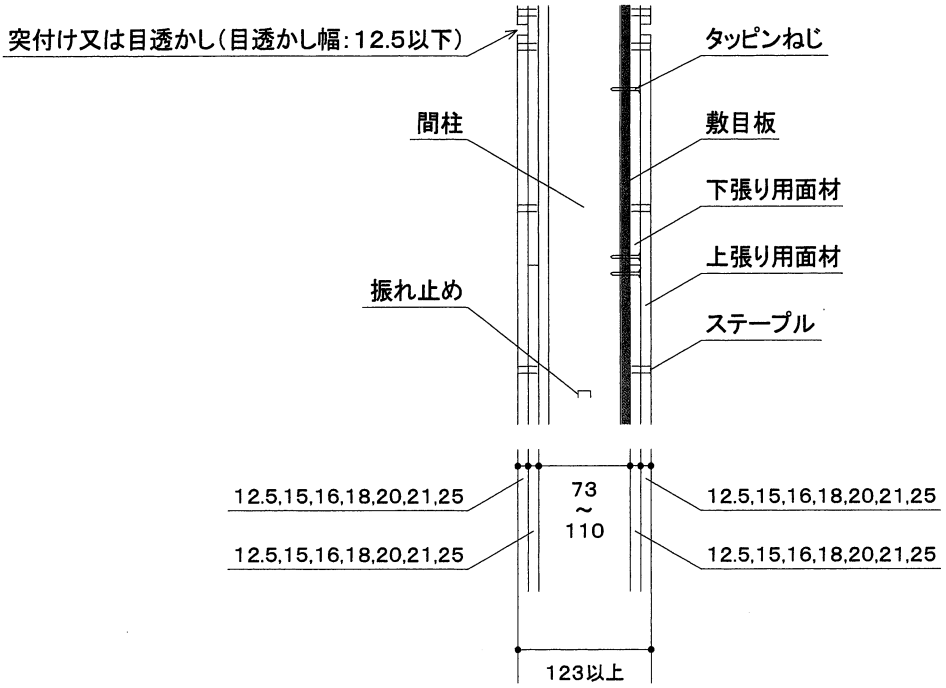

但し、振れ止めの向きは、下向き以外の場合もある。
但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１１　垂直断面図(間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合)

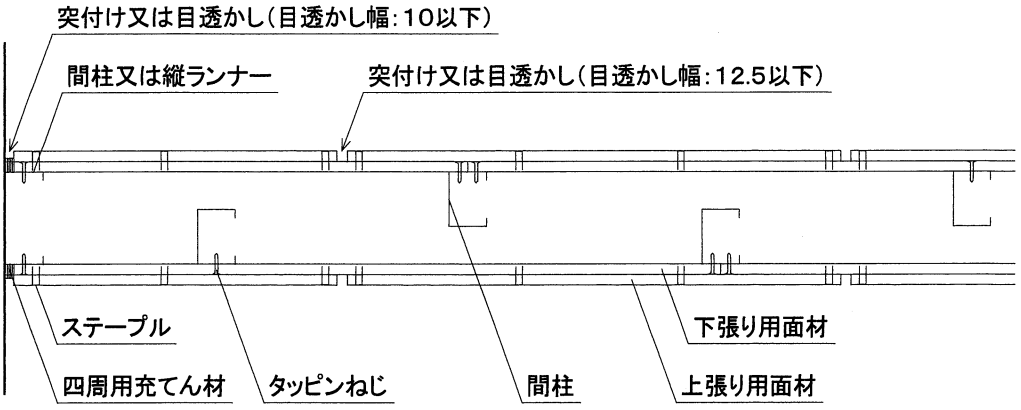

図１２　水平端部詳細図(間柱を千鳥配置とし、端部を共通にする場合)

(単位：mm)

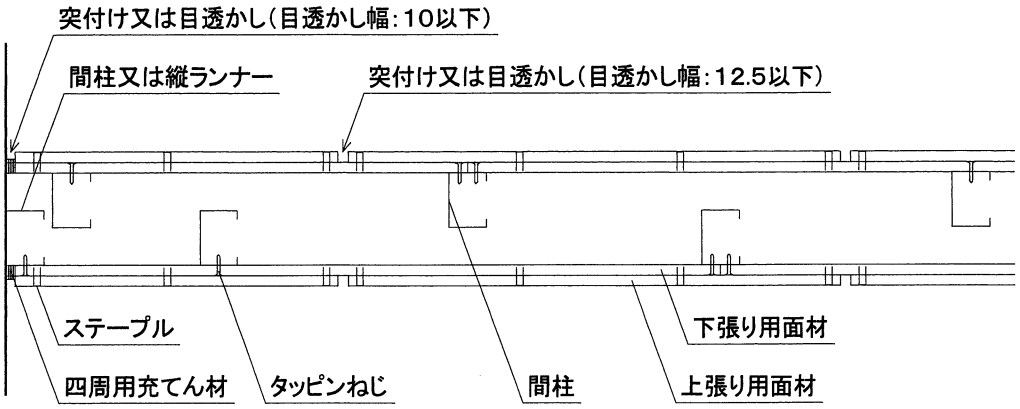

図１３　水平端部詳細図(間柱を千鳥配置とし、端部を独立にする場合)

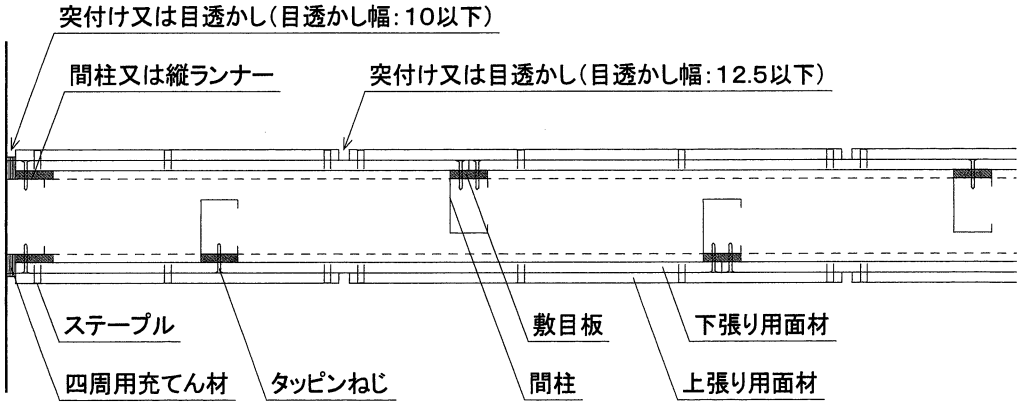

図１４　水平端部詳細図(間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用した上で、
端部を共通にする場合)

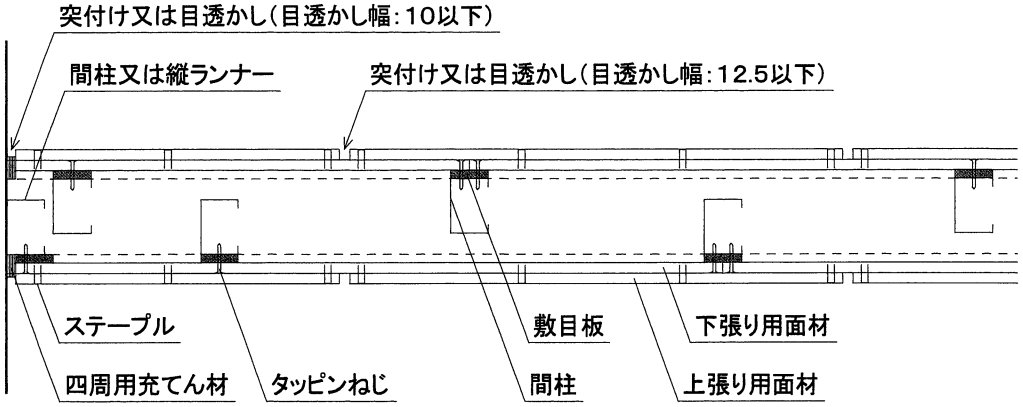

図１５　水平端部詳細図(間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用した上で、
端部を独立にする場合)

(単位：mm)

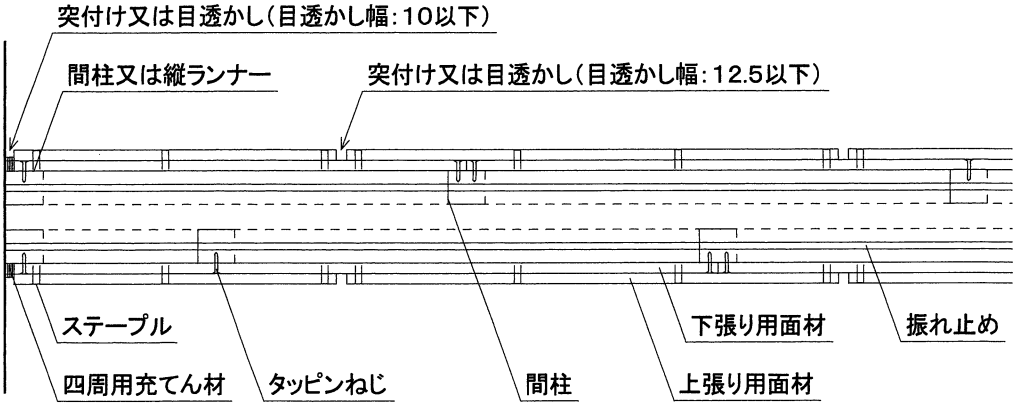

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１６　水平端部詳細図(間柱を独立配置とする場合)

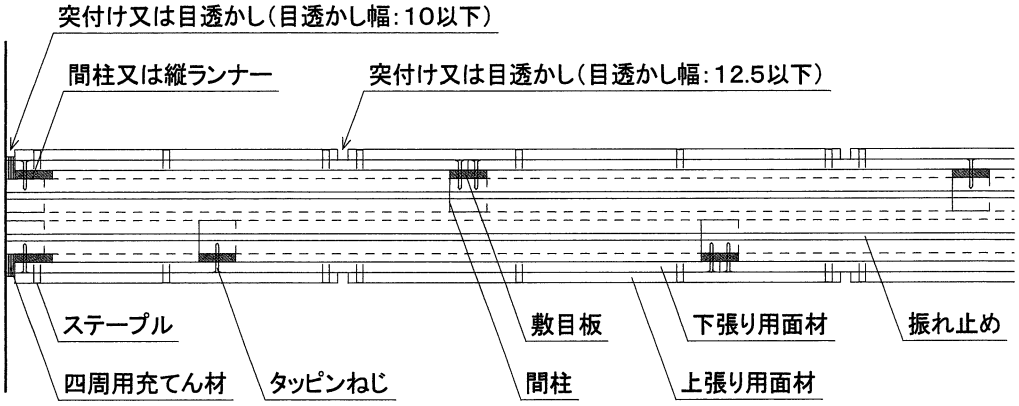

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１７　水平端部詳細図(間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合)

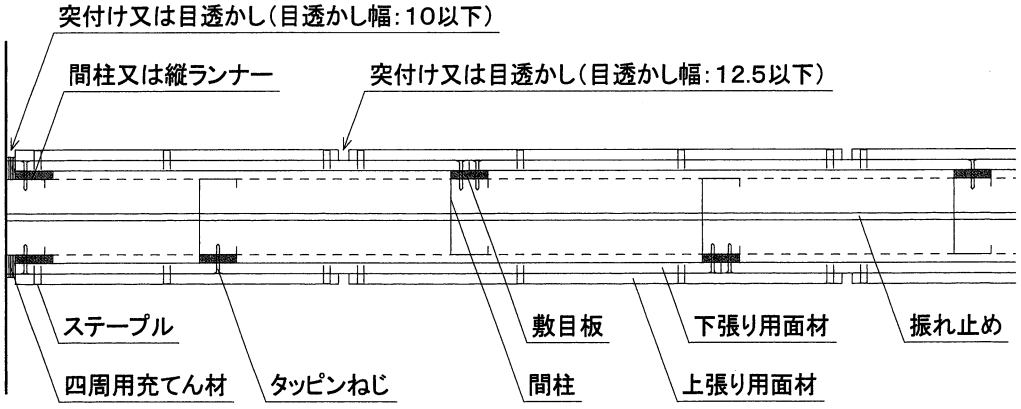

但し、振れ止めを使用しない場合もある。

図１８　水平端部詳細図(間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合)

(単位：mm)

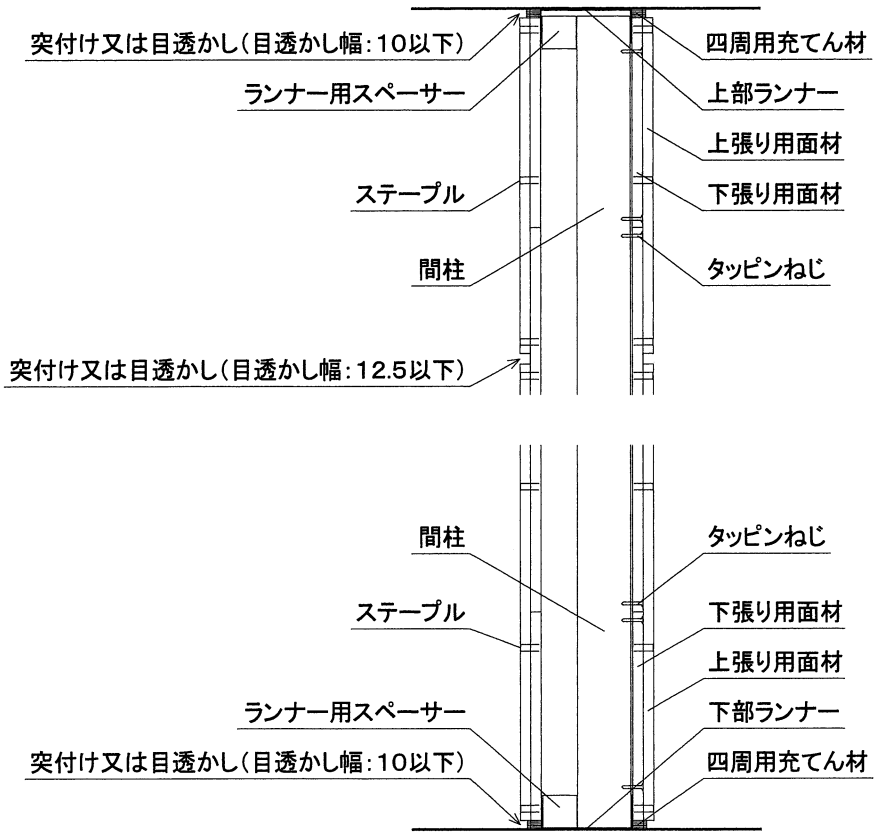

図１９　上下端部詳細図(間柱を千鳥配置とする場合)

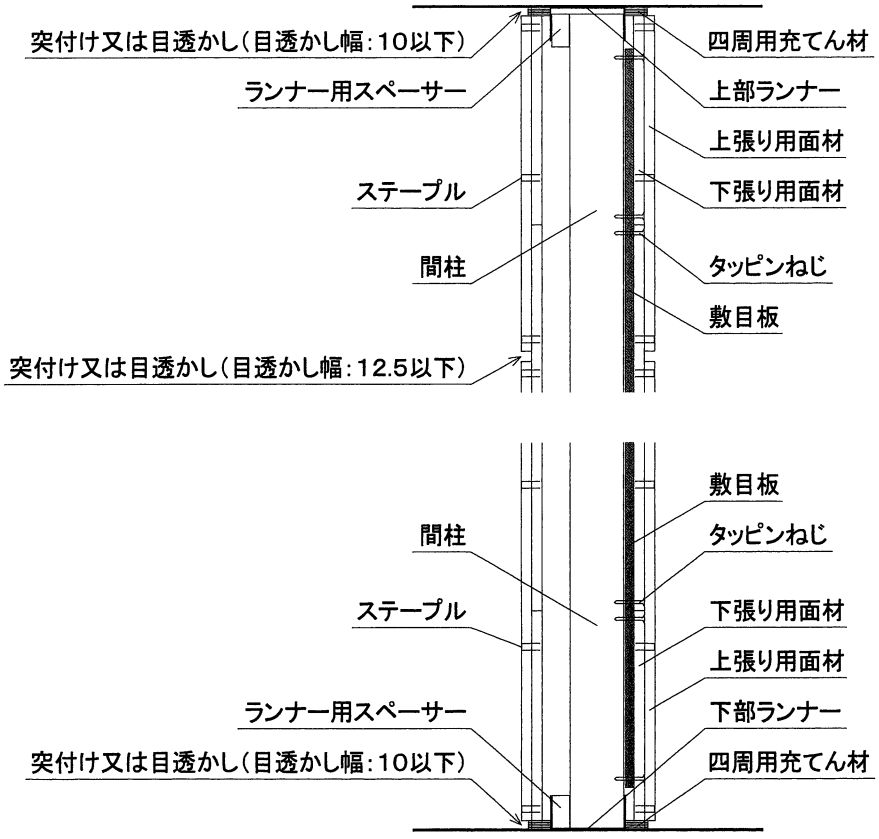

図２０　上下端部詳細図(間柱を千鳥配置とし、敷目板を使用する場合)

(単位：mm)

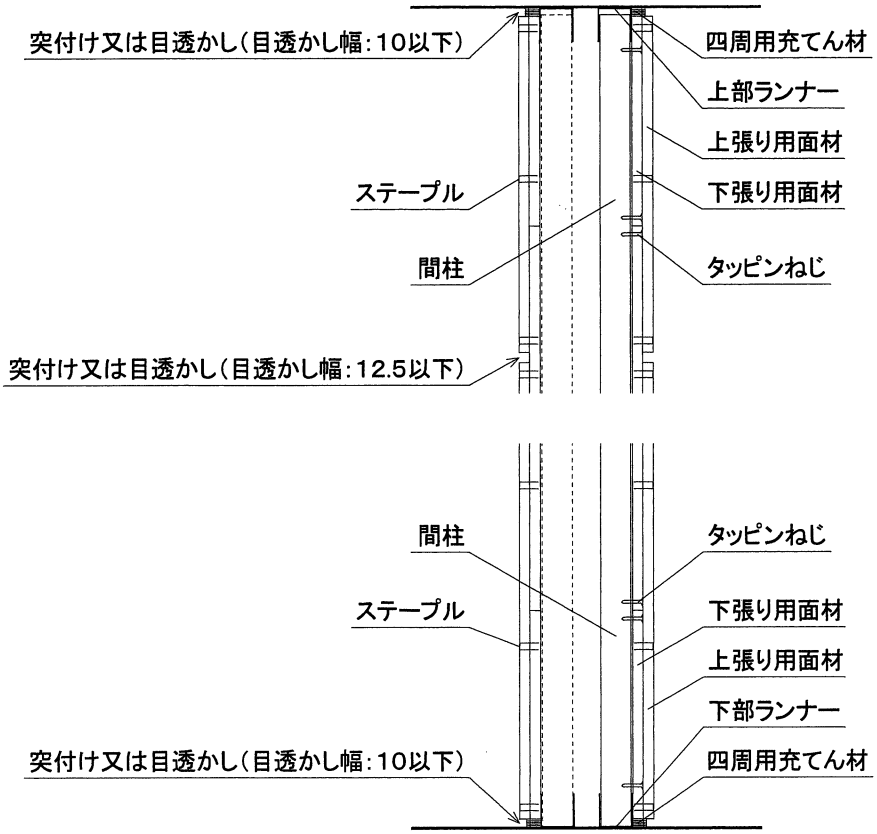

図２１　上下端部詳細図(間柱を独立配置とする場合)

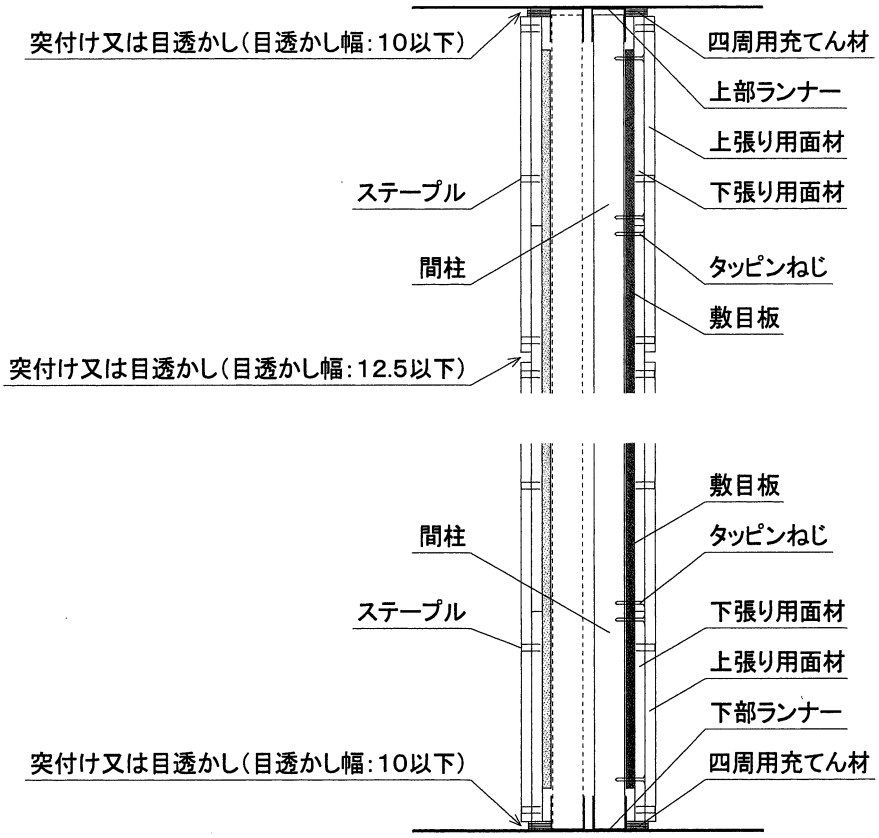

図２２　上下端部詳細図(間柱を独立配置とし、敷目板を使用する場合)

(単位：mm)

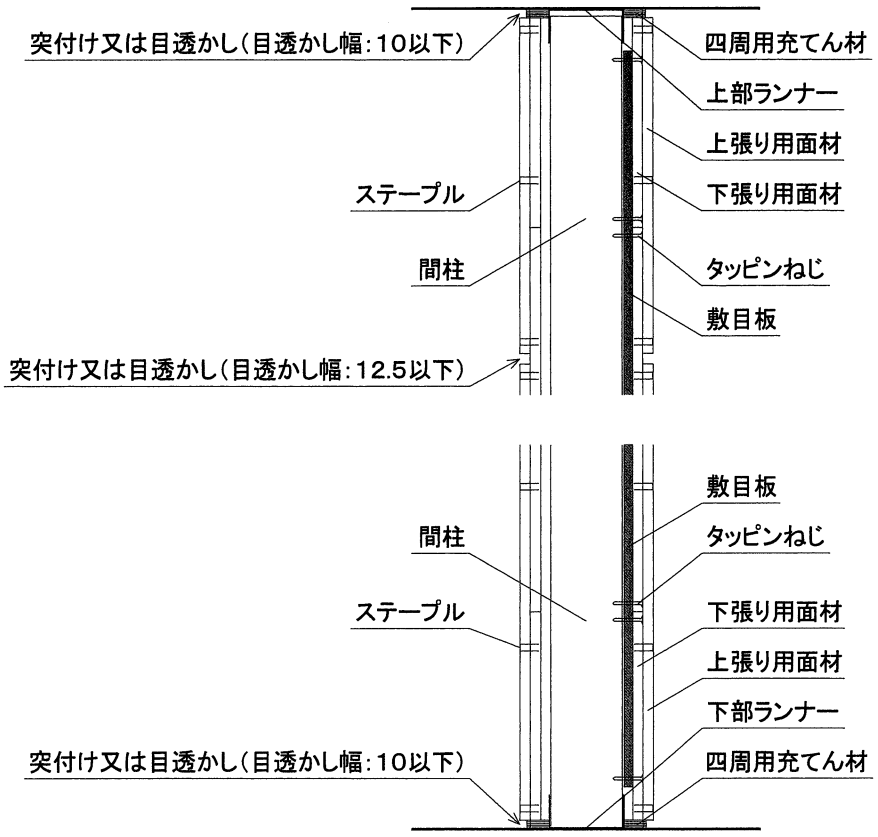

図２３　上下端部詳細図(間柱を共通配置とし、敷目板を千鳥に配置する場合)

6．施工条件

1）上部・下部ランナーの取付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行う。

上部・下部ランナーは、予め現場の寸法に合わせて切断し、鋼製下地には、直に又はランナー受け金具等を介して、ねじ、溶接又はボルト等にて、コンクリート製下地等には、ランナー固定金物等にて、それぞれ900mm以下の間隔で取付ける。

2）間柱又は縦ランナーの取付け

予め現場の寸法に合わせて切断する。間柱を千鳥配置とする場合は、上部・下部ランナーと間柱との隙間にランナー用スペーサーを介して、片側606mm以下の間隔で、反対側の間柱と接触しないように、千鳥配置に取付ける。独立配置とする場合は、各々の上部・下部ランナーに606mm以下の間隔で取付け、共通配置とする場合は、上部・下部ランナーに303mm以下の間隔で取付ける。壁端部は、間柱又は縦ランナーを上部・下部ランナーに取付ける。

尚、必要に応じて、間柱又は縦ランナーに、間柱用スペーサーを挿入しても良い。

3）振れ止めの取付け(振れ止めを取付ける場合)

振れ止めは、予め現場の寸法に合わせて切断し、間柱又は縦ランナーの振れ止め用穴に装着する。

4）緩衝材の取付け(緩衝材を取付ける場合)

緩衝材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、テープ又は接着剤等を用いて、間柱又は縦ランナーの下張り用面材が取付けられていない面に必要な長さで取付ける。

尚、緩衝材を間柱又は縦ランナーと下張り用面材又は補強材の間、間柱と間柱の間又は縦ランナーと縦ランナーの間等の空間に取付ける場合は、緩衝材の厚さは、その空間の寸法(図２４と図２５の場合 寸法A)以下とする。

・緩衝材の取付け例

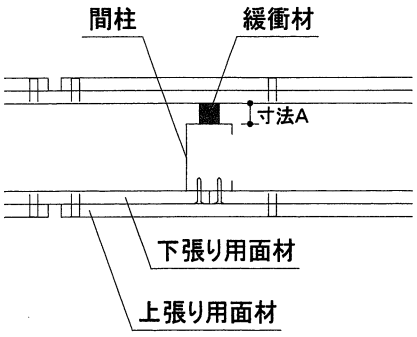

図２４　緩衝材を間柱と下張り用面材の間に取付ける場合

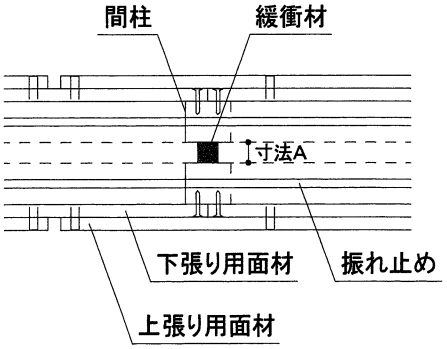

図２５　緩衝材を間柱と間柱の間に取付ける場合

5）補強材の取付け(補強材を間柱、縦ランナー、上部ランナー又は下部ランナーと敷目板又は下張り用面材の間に取付ける場合)

補強材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、タッピンねじ、接着剤、テープ又はリベットを用いて間柱、縦ランナー、上部ランナー又は下部ランナーに仮留めする。この時、補強材は壁の片側又は両側に取付けることができる。但し、補強材の面積は、壁の面積の50%以下とする。

6）敷目板の取付け(敷目板を取付ける場合)

敷目板は、予め現場の寸法に合わせて切断し、タッピンねじ、テープ、接着剤又はシーリング材を用いて間柱又は縦ランナーに仮留めする。また、上部ランナー又は下部ランナーに敷目板を取付ける場合は、同様にタッピンねじ、テープ、接着剤又はシーリング材を用いて仮留めする。

また、間柱を共通配置とする場合は、必ず敷目板を千鳥配置に仮留めする。

7）補強材の取付け(補強材を敷目板と下張り用面材の間に取付ける場合)

補強材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、敷目板と下張り用面材の間にタッピンねじ、接着剤又はテープを用いて仮留めする。この時、補強材は壁の片側又は両側に取付けることができる。但し、補強材の面積は、壁の面積の50%以下とする。

8）片面の下張り用面材の取付け

下張り用面材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、縦又は横張りにして、タッピンねじを用いて、間隔300mm以下で、間柱又は縦ランナーに取付ける。

9）中空部充てん材の挿入(中空部充てん材を挿入する場合)

中空部充てん材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、壁体中空部に挿入する。

尚、必要に応じて、下張り用面材、間柱、縦ランナー、上部ランナー又は下部ランナー等に取付けても良い。

10）反対側の下張り用面材の取付け

8)の手順で反対側の下張り用面材を取付ける。

11）下張り用面材の四周取合部の処理

下張り用面材の四周取合部は、隙間のないように四周用充てん材にて充てんする。

12）補強材の取付け(補強材を下張り用面材と上張り用面材の間に取付ける場合)

補強材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、下張り用面材と上張り用面材の間にタッピンねじ、ステープル、接着剤又はテープを用いて仮留めする。この時、補強材は壁の片側又は両側に取付けることができる。但し、補強材の面積は、壁の面積の50%以下とする。

13) 上張り用面材の取付け

上張り用面材は、予め現場の寸法に合わせて切断し、縦又は横張りにして、下張り用面材と目地部が重ならないようにして、タッピンねじで300mm以下の間隔にて下張り用面材を貫通して間柱又は縦ランナーに取付けるか、接着剤を付けステープルを300mm以下の間隔で下張り用面材に取付ける。

尚、壁内に補強材が取付けられている場合は、タッピンねじ、接着剤又はステープルを補強材に取付けても良い。

尚、上張り用面材と下張り用面材の厚さが同厚になる場合は、上張り用面材と下張り用面材の厚さは16mm以下とする。

14) 上張り用面材の目地部及び四周取合部

(イ) 上張り用面材の目地部は突付け工法又は目透かし工法とする。上張り用面材の目地部を目透かし工法とする場合は、目透かし幅を12.5mm以下とし、縦目地の目透かしの間隔を606mm以上、横目地の目透かしの間隔を1820mm以上とする。目透かしの間隔は、上張り用面材の幅の許容差を適用することができる。また、上張り用面材の四周取合部の目透かしは、目透かしの間隔の対象に当てはまらない。

(ロ) 上張り用面材の四周取合部は突付け工法又は目透かし工法とする。上張り用面材の四周取合部を目透かし工法とする場合は、目透かし幅を 10mm 以下とし、四周用充てん材を厚さ 4mm 以上充てんする。但し、目地部の目透かしとの交差部分は、四周用充てん材を省くことができる。